

高山村地域脱炭素実現に向けた再エネの
最大限導入のための計画づくり支援業務委託

公募型プロポーザル募集要領

高山村役場 地域振興課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856-1
TEL : 0279-63-2111 FAX : 0279-63-2768
E-MAIL : t-chiiki@vill.takayama.gunma.jp

1. 趣旨

本要領は「高山村地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

高山村地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託

(2) 業務目的

環境省「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用し実施するもので、「第5次高山村総合計画」「高山村の地域資源を活用した村の中心地づくり基本計画」の内容を踏まえ、脱炭素シナリオの作成及び再生可能エネルギーの最大限の導入目標を設定すると共に、その実現プロジェクト及び推進体制等の検討を行い、「高山村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の作成並びに「高山村脱炭素ビジョン（案）」を取りまとめることを目的とする。

(3) 実施条件

本業務に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、以下の場合、本件は提案を募集したことに留まり、当該支援業務委託契約を締結しないものとする。

- ・環境省の「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」への応募申請結果が交付決定に至らなかった場合。

(4) 業務内容

別紙「高山村地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務委託仕様書」に示すとおりとする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和5年2月17日まで

(6) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は、13,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(7) 事業担当課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場 地域振興課

電話：0279-63-2111 FAX：0279-63-2768

(8) 本プロポーザル執行担当課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場 総務課

電話：0279-63-2111 FAX：0279-63-2768

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、公告日時点において次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ①令和4年度の高山村の入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過していること。
- ③群馬県内に、本店又は支店・営業所等を有していること。
- ④この公告の日から契約の相手方となる候補者を選定するまでの間に、高山村建設工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年12月17日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- ⑥高山村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成25年3月25日制定）の規定による氏名除外を受けていないこと。
- ⑦手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過していること。
- ⑧企画提案書提出前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていないこと。
- ⑨納期限の到来している市町村税、都道府県税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
- ⑩令和元年度から本件公告日までにおいて、群馬県内を対象区域とし、かつ、国又は地方公共団体の発注に係る本業務と同種又は類似した業務を受託した実績を有すること。
 - ・同種業務
2050年カーボンニュートラル達成を目標とする地域の脱炭素化に係る計画又は再生可能エネルギーの推進に係る計画の策定、地球温暖化対策実行計画の策定等
 - ・類似業務
環境基本計画の策定又は改訂、温室効果ガス排出量調査、エネルギー管理サービス調査、再生可能エネルギーのポテンシャル調査、一部の再生可能エネルギーに限定した計画の策定等
- ⑪技術士（建設部門：都市及び地方計画）、技術士（環境部門：環境保全計画）、エネルギー管理士のいずれかの資格保有者を有しており、その者を本業務執行担当として複数名（2名以上）配置できること。

4. プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和4年7月6日(水)
参加表明受付期間	令和4年7月6日(水)から 令和4年7月15日(金)まで
質疑受付期間	令和4年7月6日(水)から 令和4年7月22日(金)まで
参加資格結果、提案要請書の通知	令和4年7月25日(月)までに
質疑回答期限	令和4年7月27日(水)まで
企画提案書提出期限	令和4年8月5日(金)
プレゼンテーションによる審査	令和4年8月9日(火)
審査結果通知	令和4年8月12日(金)
契約締結日(予定)	令和4年8月中旬(補助金交付決定後)

5. プロポーザルの公募及び募集要領等の配布

本プロポーザルの公募を下記のとおり行い、併せて募集要領等の配布を行う。

(1) 配布日時

令和4年7月6日(水)から

(2) 配布場所

高山村のホームページにおいて掲示

参照 URL:<http://vill.takayama.gunma.jp>

6. 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、下記に示す本プロポーザルの参加表明書及び資格確認に必要な書類を提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年7月6日(水)から 令和4年7月15日(金)まで(必着)

受付時間: 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参または郵送(上記受付期間内に必着のこと)とする。

(3) 提出先

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

高山村役場 総務課 (担当: 平形)

メールアドレス: yu-hirakata@vill.takayama.gunma.jp

TEL: 0279-63-2111

(4) 提出書類

以下の提出書類を1部提出のこと。次の書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、クリップ留めとして、製本はせずに提出すること。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要（様式第2号）
- ③配置予定者表（様式第3号）
- ④関連業務実績表（様式第4号）

(5) 参加者資格確認結果、提案要請書の通知

令和4年7月25日（月）までに参加資格の確認結果を電子メールにて送信する。

7. 質問書の提出

提案書の作成にあたり質問がある場合、以下のとおり質問を受け付けるものとする。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話又は来訪による口頭での質疑及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

「質問書（様式第5号）」に記載の上、提出のこと。

(2) 提出期間

令和4年7月6日（水）から令和4年7月22日（金）午後4時まで。

(3) 提出方法

電子メール（表題に「脱炭素プロポーザル質問書（事業者名）」と明記。）にて送付しメール送信後に電話での着信確認を行うこと。

なお、電子メール以外での質問については回答しない。

(4) 提出先

高山村役場 総務課（前記6、(3)に同じ）

8. 企画提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は本プロポーザルの企画提案書を高山村役場総務課（前記6、(3)に同じ）へ提出のこと。

(1) 受付期間

令和4年8月5日（金）まで（必着）

受付時間：午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時は除く。

(2) 提出方法

持参または郵送（上記受付期間内に必着のこと）とする。

(3) 提出先

高山村役場 総務課（前記6、(3)に同じ）

(4) 提出書類

応募者は本プロポーザルの企画提案書を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、企画提案書はクリップ留めとして、製本せずに提出すること。なお、提出部数は正1部、副13部とする。

①企画提案書（様式第6号）

②提案書（任意様式）

- ・30ページ以内（表紙、目次等含む）
- ・業務の目的、基本的な考え方、手法、手順などを詳細に記載すること。
- ・記載内容については、環境省「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」に公募要領に沿った内容とすること。（参考URL: <https://rcespa.jp/>）

③業務工程表（任意様式）

④見積書（任意様式）

⑤参加表明書提出時に提出した②、③、④の書類の写し（前記6.（4）参照）

9. プレゼンテーション審査

(1) 実施予定日時

令和4年8月9日（火）。応募者数により時間割を行い、村より別途通知する。

(2) 会場等

高山村役場2階会議室を予定。決定後、村より別途通知をする

(3) 出席者

各事業者4名程度とする。ただし、本業務における業務執行担当として申請を行った者は必ず出席すること。

(4) 提案時間

説明20分以内、質疑10分程度とする。

(5) その他

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに行うこととし、説明に用いるパソコン及びプロジェクターの使用は可とする。その場合、パソコンは応募者が持参のこと。（プロジェクター及びスクリーンは村にて用意）
- ・提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーション用に再構成することは可とするが、プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可。

(6) 結果通知

審査結果は、令和4年8月12日（金）に電子メールを送信し、書面を発送する。また、高山村ホームページにも掲載の予定。なお、審査の内容並びに他の応募者に係る審査結果についての問い合わせには応じない。

10. 審査及び審査基準等

(1) 審査

適正な審査を実施するに当たり、高山村入札審査会の構成委員による、高山村地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援業務選定審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員会において企画提案書の審査並びに評価を実施する。

企画提案者が1者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の6割を超えた場合は、当該企画提案者を最優秀提案者として選定する。

(2) 審査基準等

提出された企画提案書の審査及びヒアリングによって、次の基準により評価する。

審査項目	審査内容	配点
事業の実施内容	当村における 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた適切な再エネ導入目標となっているか。	20
事業の実施内容	村の基礎情報について、収集・分析方法が具体的に示されているか。また、村の各種課題を掌握出来る内容になっているか	40
	将来にかけての温室効果ガス排出量の推計については、具体的な方策となっているか	
	将来ビジョンの策定方法について、具体的な提案となっているか	
	導入する再エネポテンシャルについて、具体的な方策となっているか	
地方公共団体実行計画（区域施策編）作成	当計画書を策定する提案となっているか。また策定に当たって具体的な内容となっているか	10
実施体制	本業務に携わる者の役割、体制並びに位置づけ等が具体的に示されているか	10
費用	提案内容を踏まえ、妥当な費用となっているか。	10
実施計画スケジュール	実施要領記載の履行期間で確実に完了するスケジュールとなっているか	10
	合計	100

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 本募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- (3) 提出書類及び提出の方法が本募集要領に定める事項に適合しない場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- (5) 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

1 2. その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を村に請求することは出来ないものとする。また、環境省の補助金の採択状況により、村が事業化出来ないと判断し契約に至らなかった場合においても同様とする。
- (2) 村が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「提案辞退届（様式第7号）」を提出のこと。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は認めないものとする。ただし、必要に応じて提出された書類について、村から追加資料を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルにおいて、村の要求水準を満たす提案がなかった場合、最優秀提案者の選定は行わないものとする。また、応募者が1者の場合であっても、村の要求を満たす提案であれば、審査を実施し審査基準を満たしている場合にはその者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された最優秀提案者が本募集要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとする。
- (7) 環境省の「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の応募申請結果で採択となったが、採択時に示された補助額が、申請額に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）の1/2を下回った場合には、当該支援業務委託契約の締結について最優秀提案者と別途協議をする。なお、採択時に示された補助額により村が事業化出来ないと判断した場合は支援業務委託契約を締結しない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語（商標、固有名詞、単位は除く）通貨は「円」とする。
- (9) この募集要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び村の条例・規則の定めるところによるものとする。